

佐賀県訓令甲第六号

本 庁

現 地 機 関

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(佐賀県文書規程の一部改正)

第一条 佐賀県文書規程(昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「人材育成総括監及び」を「経営支援本部における」に改める。

第二十二条中「医療統括監専決事項」を「総合防災統括監専決事項、医療統括監専決事項、国際戦略統括監専決事項」に改め、「部長専決事項」の下に「、理事専決事項」を、「新型インフルエンザ対策総括監専決事項」の下に「、消費者行政総括監専決事項、がん対策総括監専決事項」を加える。

(佐賀県職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

第二条 佐賀県職員の職務発明等に関する規程(平成二年佐賀県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「人材育成総括監及び」を「経営支援本部における」に改める。

(佐賀県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第三条 佐賀県職員安全衛生管理規程(平成元年佐賀県訓令甲第二号)の一部

を次のように改正する。

第二条第三号中「人材育成総括監及び」を「経営支援本部における」に改める。

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第四条 佐賀県本庁決裁等規程(平成十六年佐賀県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中第十五号を第十九号とし、第九号から第十四号までを四号ずつ繰り下げ、第八号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 がん対策総括監

第四条第三項中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 理事

第四条第三項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 国際戦略統括監

第四条第三項第二号の次に次の一号を加える。

三 総合防災統括監

第十条の見出し中「代決者等」を「代決者」に改め、同条第十六項を同条第二十項とし、同条第十五項中「農林水産商工本部長が農林水産商工本部の副本部長のうちから」を「国際戦略推進監が組織規則第二十五条第一項の規定により置かれた副課長のうちからあらかじめ」に、「決裁するものとする」を「代決することができる」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「健康福祉本部長」を「粒子線治療推進監」に改め、「うちから」の下に「あらかじめ」を加え、同項を同条第十八項とし、同項の前に次の一項を加える。

17 政策監が専決することができる事務について、政策監が不在の時は、政

策監が組織規則第二十五条第一項又は第二十六条第一項の規定により置かれた副課長のうちからあらかじめ指名する者がその事務を代決することができる。

第十条第十三項中「うちから」の下に「あらかじめ」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第九項から第十二項までを三項ずつ繰り下げ、同条第八項中「又は政策監」を削り、「統括本部長が統括本部の副本部長のうちから指名する者がその事務を決裁し、又は統括本部長が組織規則第二十六条第一項の規定により置かれた副課長から指名する者」を「総括政策監があらかじめ指名する政策監」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「東北地方太平洋沖地震による被災者の受け入れ支援」を「東日本大震災の被災者支援」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 理事が専決することができる事務について、理事が不在のときは、各本部にあつては理事があらかじめ指名する副本部長又は当該事務を担当する課長若しくは室長が、部にあつては理事があらかじめ指名する副部長又は当該事務を担当する課長若しくは室長がその事務を代決することができる。

第十条第五項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 国際戦略統括監が専決することができる事務について、国際戦略統括監が不在のときは、国際戦略推進監がその事務を代決することができる。

第十条第四項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 総合防災統括監が専決することができる事務について、総合防災統括監が不在のときは、総合防災統括監があらかじめ指名する政策監又は消防防災課長がその事務を代決することができる。

別表第一を次のように改める。

<p>の願の処理 に関する事 務</p>	<p>情報統括監、危機管理・報道監、総合防災統括監、国際戦略統括監、部長、理事、副本部長、副本長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監及び出納局長</p>	<p>と</p>
	<p>課長</p> <p>副本部長、政策監、粒子線治療推進監及び国際戦略推進監</p>	<p>企画・経営グループ、課又はセンターに所属する職員の年次休暇等の処理に関する事</p> <p>特定政策組織に所属する職員の年次休暇等の処理に関する事</p>
<p>週休日の振替に関する事務</p>	<p>会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、総合防災統括監、国際戦略統括監、部長、理事、副本部長、副本長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、がん対策総括監、消費者行政総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監及び出納局長</p> <p>課長</p>	<p>自己の週休日の振替に関する事</p> <p>企画・経営グループ、課又はセンターに所属する職員の週休日の振替に関する事</p> <p>特定政策組織に所属する職員の週休</p>

	監及び国際戦略推進監	日の振替に関すること
時間外勤務 代休時間の 指定に関する 事務	課長 副本部長、政策監、粒子線治療推進 監及び国際戦略推進監	企画・経営グループ、課又はセンタ ーに所属する職員の時間外勤務代休 時間の指定に関すること
休日の代休 日の指定に 関する事務	会計管理者、本部長、最高情報統括 監、危機管理・報道監、総合防災統 括監、国際戦略統括監、部長、理事、 副本部長、副部長、総括政策監、新 型インフルエンザ対策総括監、がん 対策総括監、消費者行政総括監、企 業立地総括監、雇用対策総括監、人 材育成総括監、課長、政策監、粒子 線治療推進監、国際戦略推進監及び 出納局長	自己の休日の代休日の指定に関する こと
	課長 副本部長、政策監、粒子線治療推進 監及び国際戦略推進監	企画・経営グループ、課又はセンタ ーに所属する職員の休日の代休日の 指定に関すること
宿日直勤務 の命令に関 する事務	会計管理者、本部長、最高情報統括 監、危機管理・報道監、総合防災統 括監、国際戦略統括監、部長、理事、 副本部長、副部長、総括政策監、新 型インフルエンザ対策総括監、がん 対策総括監、消費者行政総括監、企 業立地総括監、雇用対策総括監、人	自己の宿日直勤務の命令に関するこ と

	材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監及び出納局長	
課長		企画・経営グループ、課又はセンターに所属する職員の宿日直勤務の命令に関する事
	副本部長、政策監、粒子線治療推進監及び国際戦略推進監	特定政策組織に所属する職員の宿日直勤務の命令に関する事

別表第三の統括本部の東北地方太平洋沖地震による被災者の受け入れ支援に関する事務の項を次のように改める。

統括本部	東日本大震災の被災者支援に関する事務	1 東日本大震災の被災者支援の総合調整に関する事 2 東日本大震災の被災者支援の事務処理に関する事	
------	--------------------	--	--

別表第三の統括本部の東日本大震災の被災者支援に関する事務の項の次に次のように加える。

統括本部	防災の企画に関する事務		防災の企画に関する事務を処理すること	
統括本部	防災会議に関する事務		防災会議に関する事務を処理すること	

別表第三の消防防災課の災害対策基本法に関する事務の項の課長専決事務の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、第十一号を削り、第十二号を第九号とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。